新居浜市ものづくり産業振興基金条例の制定について

新居浜市ものづくり産業振興基金条例を次のとおり制定する。

平成26年2月24日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市ものづくり産業振興基金条例

(設置)

第1条 ものづくり産業の振興を図るための事業の実施に必要な財源に充てるため、新 居浜市ものづくり産業振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

- 第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。) の定めるところによる。
- 2 前条の設置目的のための寄附金は、予算に計上して、基金に積み立てるものとする。 (管理)
- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により 保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。 (繰替運用) 第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的を達成するための経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が規則で 定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

ものづくり産業の振興を図るための事業の実施に必要な財源に充てることを目的とした新居浜市ものづくり産業振興基金を設置するため、本案を提出する。